

第1条（名称）

JCB カード機能を有する「杏林堂・JCB カード」、Visa カード機能を有する「杏林堂・Visa カード」の2種類（以下、総称して「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社杏林堂薬局（以下「杏林堂」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、杏林堂が運営・提供する杏林堂薬局ポイントカード（以下「杏林堂ポイントカード」といいます。）機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1.本会員とは、杏林堂ポイントカード会員資格を有する方で、本特約並びに杏林堂クレジットポイント利用規約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、杏林堂及び当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。尚、当社が家族会員に発行し、貸与する本カードは、ポイントカード機能を有しません。

第3条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。

2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用回数合計が1回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず次年度の利用と判定される場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（杏林堂ポイントカードの利用）

1.本会員の杏林堂ポイントカード利用条件は、杏林堂が定める杏林堂ポイントカード会員規約に従うものとします。

2.本会員が本カード会員資格又は杏林堂ポイントカード会員資格のいずれか一方でも喪失した場合、その他当社又は杏林堂が相当と判断した場合、当社並びに杏林堂は、当該会員の本カードに係る杏林堂ポイントカード会員資格・権利等を停止又は喪失その他所定の措置をとることができるものとします。

3.会員が前項に該当し、杏林堂ポイントカード会員資格・権利等を喪失した場合、当社並びに杏林堂は一切の責任を負わないものとします。

第5条（適用）

本特約並びに杏林堂クレジットポイント利用規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、重複する規定については本特約並びに杏林堂クレジットポイント利用規約が優先されます。